

第3回（通算54回目）佐久市都市計画審議会会議次第

日 時：令和5年11月2日（木）

14時00分から

場 所：佐久市役所議会棟 全員協議会室

【審議会】

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）議事録署名委員の指名

（2）事務報告

①傍聴者報告

②前回（第2回）議案の処理状況等報告

（3）議案審議

第1号議案 小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

（4）その他

4 閉 会

第 3 回

佐久市都市計画審議会資料

令和5年11月2日

令和5年11月2日

第 3 回
佐久市都市計画審議会
事 務 報 告

事務処理の概要

令和5年6月27日(火)に開催しました第2回佐久市都市計画審議会における諮問事項の処理状況については、下記のとおりです。

- 1 佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

令和5年6月27日付けで佐久市都市計画審議会長から答申を受け、答申に基づき修正箇所を出席委員に確認いただき、令和5年7月11日付けで、当該施設の建築に係る都市計画上の位置の指定等について支障がない旨、長野県知事へ回答しました。

第1号議案

小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの許可について

都市計画課

都市計画区域内では・・・

都市の中になくなくてはならない重要な施設であると同時に
 周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

卸売市場

火葬場

と畜場

汚物処理場

ごみ焼却場

産業廃棄物
処理施設ごみ処理
施設廃油処理
施設

【原則】（都市計画決定）

都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

【例外】（ただし書きの許可）

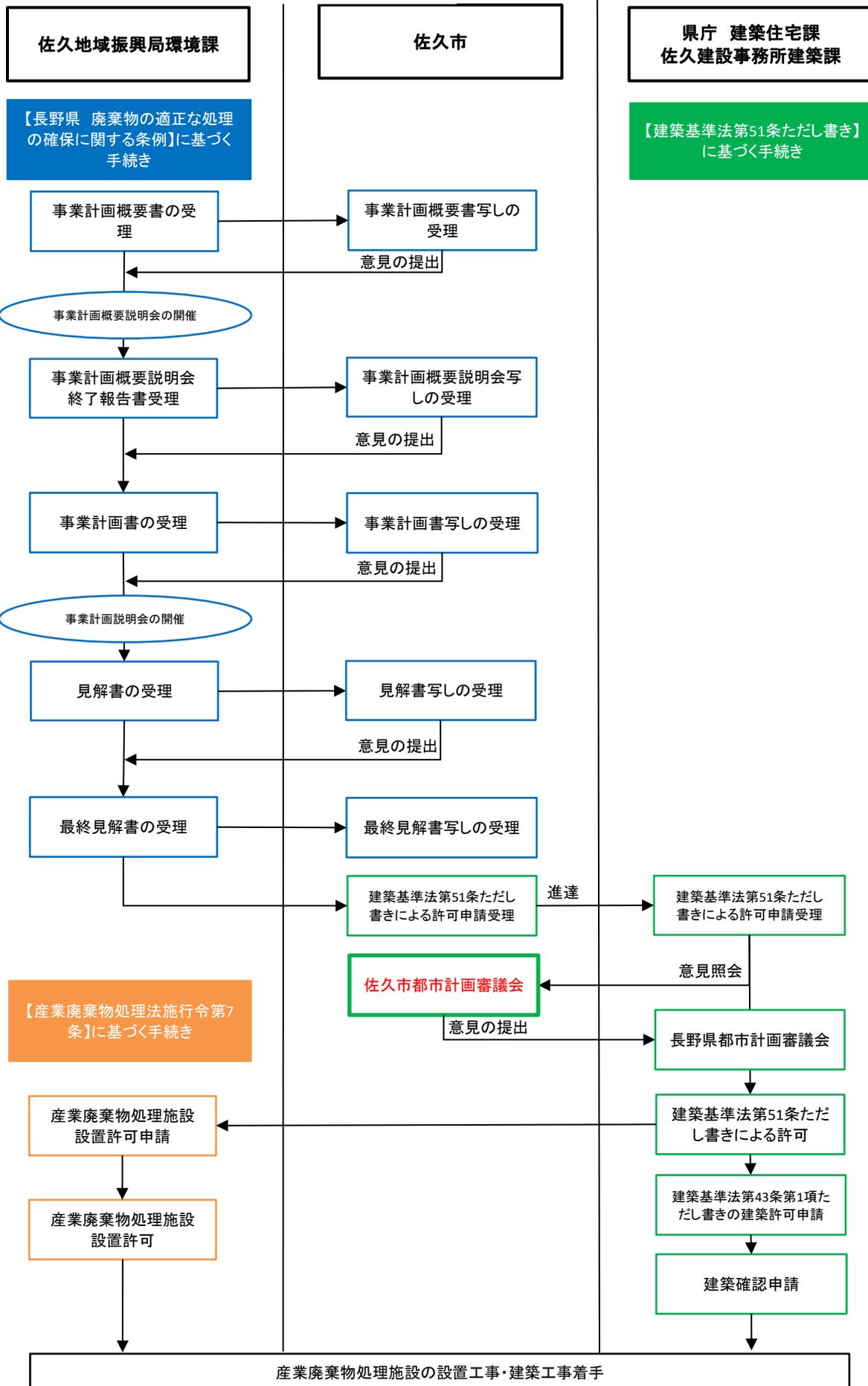
特定行政庁（長野県）が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は増築することができる。

建築基準法第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

手続経過フロー

資料No.1-2



小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

1 申請者

小諸市大字平原309番地 1

イー・ステージ株式会社 代表取締役 鈴木 宏信

2 敷地の位置

小諸市大字平原字長野原309番地1 他35筆

3 計画敷地の概要

- ・敷地面積：31,285㎡
- ・主要用途：一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設
- ・工事種別：増築

(㎡)

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	372.60	7,516.96	7,889.56
延べ面積	563.44	8,198.71	8,762.15

処理内容及び処理能力

○今回申請処理施設

施設の種類の	種別	計画処理能力	処理対象
焼却施設	1台 新設	50t/日	一廃・産廃

○その他の処理施設（既設施設/各1台）

施設の種類の	能力	処理対象	施設の種類の	能力	処理対象
焼却施設	90 t/日	一廃・産廃 (廃止予定)	セメント混練施設	86.24 t/日	一廃・産廃
	20 t/日	一廃・産廃	ふるい施設	180 t/日	一廃・産廃
破碎施設	120 t/日	産廃	圧縮施設	24 t/日	産廃
	96 t/日	一廃・産廃		6 t/日	産廃
がれきの破碎施設	256 t/日	産廃	溶融固化施設	0.72 t/日	産廃
乾電池破碎施設	160 t/日	一廃・産廃	蛍光管処理施設	19.6 t/日 (破碎)	一廃・産廃
粉碎施設	160 t/日	一廃		2.4 t/日 (脱水)	一廃・産廃
	72 t/日	一廃	選別施設	1,000 t/日	産廃
セメント混練施設	158.4 t/日	一廃・産廃	管理型最終処分場	埋立面積	一廃・産廃
	0.72 t/日	一廃・産廃		1,053.86 m	
	194.04 t/日	一廃	遮断型最終処分場	埋立面積	産廃
		42.5 m			

添付書類 6

申 請 理 由

(申請者説明 (法人の場合は会社概要等))

会社概要

社 名：イー・ステージ株式会社

住 所：長野県小諸市大字平原 3 0 9 番地 1

代 表 者：鈴木 宏信

資 本 金：6 0 0 0 万円

事業内容：一般廃棄物及び産業廃棄物処理業及び最終処分業

(申請に至った理由)

平成 5 年 (1993 年) 10 月 1 日より使用を開始した焼却炉ですが 30 年という年月が過ぎ機器の老朽化が著しくなってきました。毎年の機器の整備にも限界がきており今回環境負荷の低減のためにも大型の 90 t 炉を廃止し、新炉建設計画に至りました。

(許可になった場合)

(工事中の措置)

近隣住民の皆様にご迷惑の掛からぬよう、また、隣接する TDK 様にもご迷惑の掛からぬよう工事を行ってまいります。また、営業を行いながらの工事となりますので場内でお客様との事故が無いよう区画の表示や誘導員等により防止してまいりたいと思います。

(建物完成後の措置)

完成後は 90 t 炉を廃止し新炉及び既存 20 t 炉を整備して処理を行ってまいります。隣接区の皆様には、ばい煙測定 (6 ヶ月に 1 回)、敷地境界による騒音・振動・悪臭測定 (6 ヶ月に 1 回)、排ガスダイオキシン (1 回/年)、排ガスの放射能 (1 回/月) の測定を行い、結果を 1 回/年、1 回/月書面での報告を継続してまいります。また、新炉について廃棄物対策課に提出している事業計画書通りメンテナンスを定期的に行い施設の維持管理に努めてまいります。

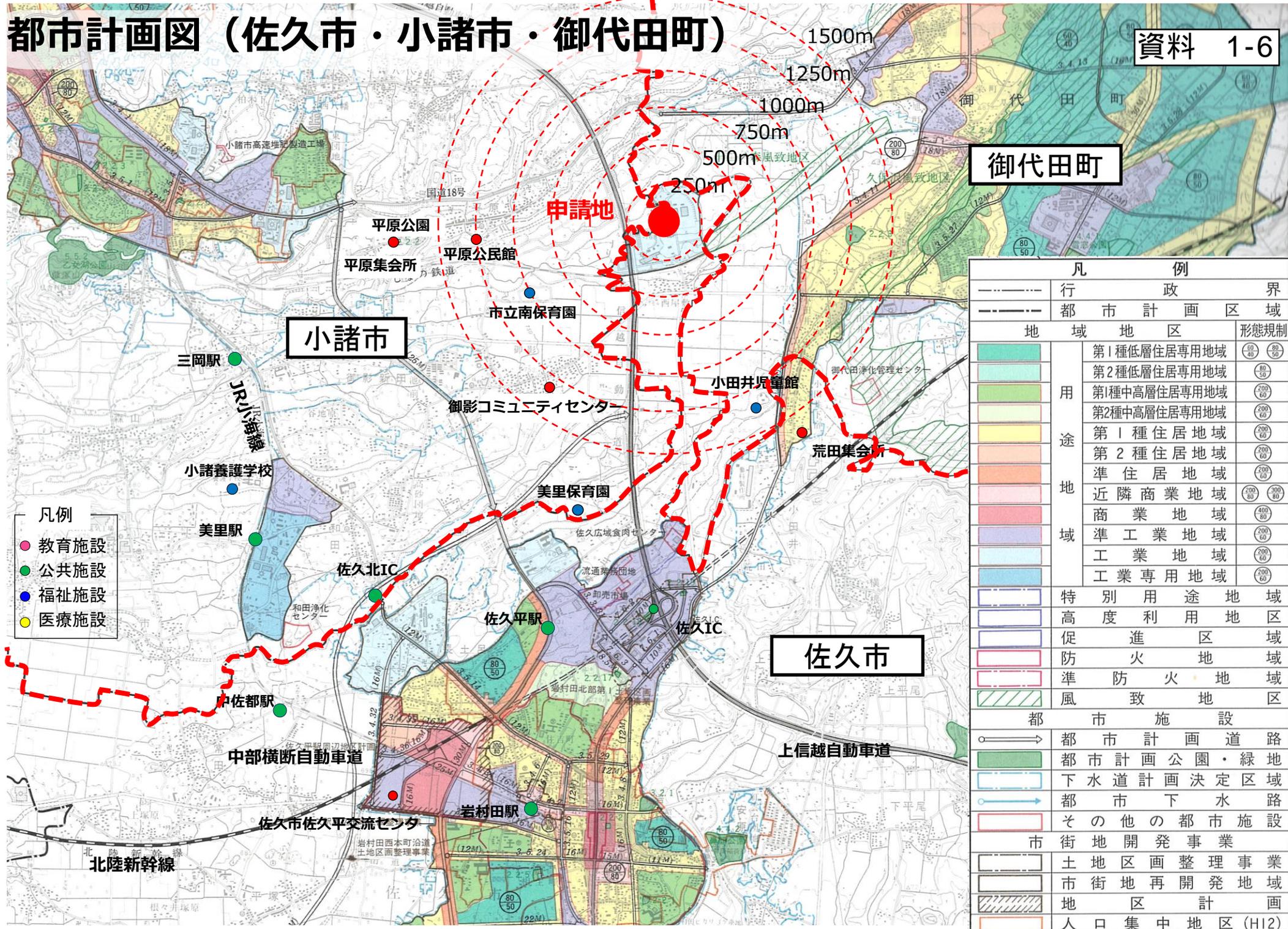
申請概要書 (2)

(1) 工場関係

作業工程の概要 (フローシート)	<p>現在 産業廃棄物、一般廃棄物 (受入⇒焼却⇒残渣) 焼却施設 90 t/24 h 焼却施設 20 t/24 h その他 廃棄物処理施設 (破碎、セメント混練、圧縮、溶融固化、 脱水、選別、破碎・洗浄・乾燥・選別、 最終処分場)</p>	<p>申請内容 産業廃棄物、一般廃棄物 焼却施設 90 t/24 hを廃止 焼却施設 50 t/24 hを新設 その他については変更なし。</p>
主要生産品 (受入、処理、処分する 廃棄物の種類)	<p>現在 一般廃棄物 可燃ごみ、不燃ごみ、個人ごみ 産業廃棄物 廃プラスチック類、汚泥、廃油、廃酸、 廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維く ず、動植物性残さ、動物系固形不要物、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず、家畜 のふん尿、家畜の死体、がれき類、施 行令第2条第13号に規定する産業廃棄 物、感染性産業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物</p>	<p>申請内容 取り扱う廃棄物については変更なし</p>
操業時間	<p>操業時間(焼却施設) 0時～24時 年間を通して操業 操業時間(その他施設) 8時～17時 日曜、祝祭日、年末年始は休業</p>	<p>施設の操業時間については変更なし</p>
従業員	<p>男 84人・管理部門 20人 女 11人・生産部門 75人</p>	<p>従業員数については変更なし</p>
資材等の搬入 搬出 その他	<p>現在 弊社所有の車両 市町村からの委託車輛 弊社委託先の車両 事業者及び一般個人による搬入車両</p>	<p>搬入車両については変更なし</p>

都市計画図（佐久市・小諸市・御代田町）

資料 1-6



御代田町

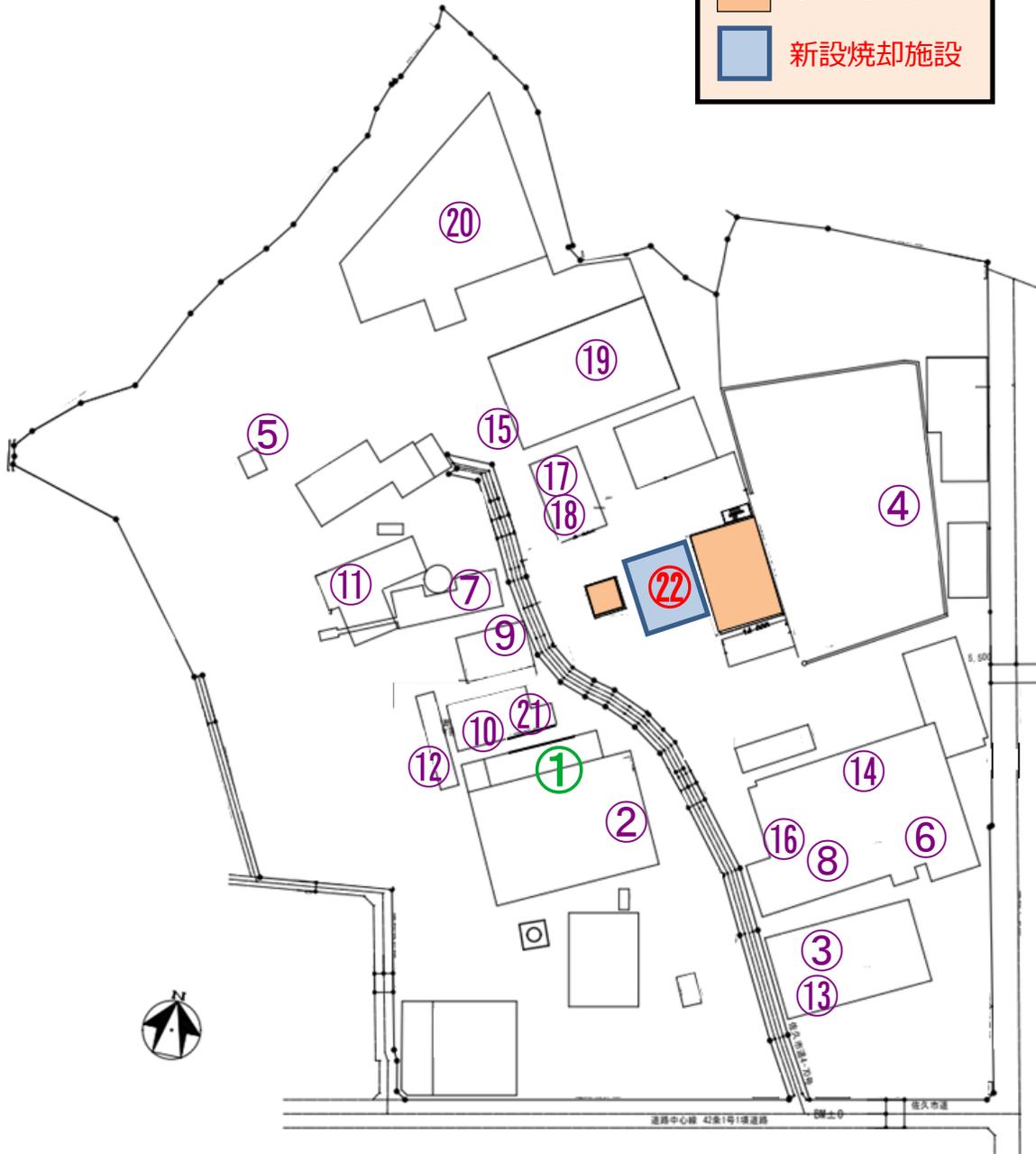
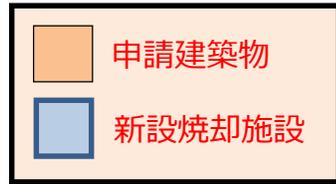
小諸市

佐久市

- 凡例
- 教育施設
 - 公共施設
 - 福祉施設
 - 医療施設

凡 例		形態規制
-----	行政界	
-----	都市計画区域	
	地域地区	
用途地	第1種低層住居専用地域	(50/50)
	第2種低層住居専用地域	(50)
	第1種中高層住居専用地域	(200)
	第2種中高層住居専用地域	(200/60)
	第1種住居地域	(200/60)
	第2種住居地域	(200/60)
	準住居地域	(200/60)
	近隣商業地域	(200/80) (300/80)
	商業地域	(400/80)
域	準工業地域	(200/60)
	工業地域	(200/60)
	工業専用地域	(200/60)
	特別用途地域	
	高度利用地区	
	促進区域	
	防火地域	
	準防火地域	
	風致地区	
都市施設		
→	都市計画道路	
	都市計画公園・緑地	
	下水道計画決定区域	
	都市下水路	
	その他の都市施設	
市街地開発事業		
	土地区画整理事業	
	市街地再開発地域	
	地区計画	
	人口集中地区(H12)	

施設配置図



建物番号	施設番号	施設種類	能力	処理方法
				資料 1-7
⑦	①	焼却施設	90 t/日	焼却
	②		20 t/日	焼却
⑬	③	破碎施設	120 t/日	破碎
⑳	④		96 t/日	破碎
	⑤	がれき破碎施設	256 t/日	破碎
①	⑥	乾電池破碎施設	160 t/日	破碎
⑥	⑦	セメント混練施設	158.4 t/日	セメント混練
①	⑧		0.72 t/日	セメント混練
⑧	⑨		194.04 t/日	セメント混練
③	⑩		80 t/日	セメント混練
⑳	⑪		ふるい施設	180 t/日
	⑫	粉碎施設	160 t/日	粉碎
⑬	⑬		72 t/日	粉碎
①	⑭	圧縮施設	24 t/日	圧縮
④	⑮		6 t/日	圧縮
①	⑯	溶融固化施設	0.72 t/日	溶融固化
⑮	⑰	蛍光管施設	19.6 t/日	破碎・洗浄・乾燥・選別
	⑱		2.4 t/日	脱水
④	⑲	選別施設	1000t/日	選別
⑨	⑳	管理型最終処分場	4685.05 m ³	最終処分
③	㉑	遮断型最終処分場	100m ³	最終処分
	㉒	焼却施設（新設）	50t/日	焼却

◎ 住民説明会の概要①

開催日時	主な意見等	回答
○佐久市西屋敷区 第1回説明会 (R1.12.7)	焼却炉を縮小する理由について伺いたい	新佐久クリーンセンター等の開設を考慮し、また環境に与える負荷を軽減するため、縮小しました。
	ごみの搬出量は年々増加しているのか	御影の処分地がなくなったことにより量は減少しました。なお、今回焼却炉を新設することにより搬入台数が増えることはありません。
	現在の能力より小さくした炉でも今後の受入れに十分対応できるのか	対応可能です。
	新しい焼却炉になれば煙突の排ガスは白く見えなくなるのか	排ガスは気温や湿度により変化するため、状態的には現状と同じです。
	新炉で連続運転するとダイオキシン問題もなくなるのか	現状でも問題はなく、新炉でも問題はありません。
第2回説明会 (R3.6.5)	新焼却炉の完成予定はいつごろか	令和6年から7年を予定しております。
	毎月放射線濃度の報告書ももらっているが、10年も経過しているため不要でないか	区長より、半年に1度にまとめて報告するようご指示をいただきました。

◎ 住民説明会の概要②

開催日時	主な意見等	回答
○小諸市平原区 第1回説明会 (R1.12.21)	焼却炉の設置場所は今までと同じ場所か	今までの場所の手前となります。
	既存の焼却炉より性能は良くなるのか	新しい設備となり性能は向上します。
	繰矢川の下流で水田を行っているが、川の水質等管理しているのか	弊社はクローズドシステムで施設等により発生した排水等の放流は一切行っていないため、水質検査等はありません。
第2回説明会 (R3.6.12)	機械の入れ替えを行うのか	既存の焼却炉(90t)を廃止し、新たに焼却炉(50t)を新設します
	新炉をスケールダウンして経営は大丈夫か	これからのごみの排出状況等を考慮し、50tが適切であると判断しています。
	ごみの受入料金は値上がりするのか	新設により値段が極端にあがることはありません。
	新設時に見学させてほしい	了解しました。

◎ 住民説明会の概要③

開催日時	主な意見等	回答
○小諸市御影区 第1回説明会 (R1.12.15)	煙突の高さは今までの同じか	前回は20m程度ですが、今回は煙突排ガスの環境影響を考慮して、30mとしております。
	炉の温度は何度くらいか	基準は800℃で、弊社では900℃から1000℃で燃焼しています。プラスチック関係のごみが多く、高温での運転することになります。
	燃料は重油ですか	現在は灯油ですが、今後はA重油を使用する予定です。ただ、現在検討中であり、灯油のままで行う可能性もあります。
	年間の処理量はどのくらいでしょうか	年間15,000t程度です。
	24時間稼働ですか	そうです。
第2回説明会 (R3.6.19)	今回の説明会はどういう位置づけなのか	手続き上、2回行わなければならないとなっております。

◎ 住民説明会の概要④

開催日時	主な意見等	回答
○御代田町 馬瀬口区 第1回説明会 (R1.12.7)	環境測定はどこが行っているのか	第三者機関によるもので、自社で行ったものではありません。
	測定地点は定点なのか	定点でなく任意によるもので、毎回測定場所は変わります。
	大気汚染防止法の測定地点はどこで行っているのか	煙突の出口で行っています。
	災害時の焼却処分を考えると、規模を小さくするのは妥当ではないと考えるがいかがか	災害時における廃棄物の処分については、他社と共同で行っております。これからも地元優先で処理を行ってまいります。
	特別管理型産業廃棄物の処理はいつから行っているのか	操業当時から行っております。
第2回説明会 (R3.6.7)	焼却炉の耐用年数はどのくらいか	15年から20年と言われており、当社焼却炉は27年経過しております。
	50t以上の搬入要請があった場合どうするのか	連携業者と協力して対応することとし、適正保管料を超えないようします。

位置についての判断①

項目	判断基準	計画内容の確認	
周囲の状況	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと	敷地の一部が工業地域で、周辺には工場が立地しており、宅地化、市街地化が促進される可能性は低い。	
	②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	近隣に教育施設、福祉施設はない。	
	③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への2次的被害拡大の恐れがないこと	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外であり、2次的被害の拡大の恐れは低い。	
環境への配慮	施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実にできると認められること	大気質	煙突排ガスについて、各調査項目の予測値が基準値を下回ることを確認している。 運搬車両による排ガスについては、処理能力が減少することによる運搬車両台数の減により問題はないと考える。 ピット内臭気については、負圧とし、焼却空気として吸収燃焼させるため、外部に漏れる恐れは少ない。
		水質	ピット内の排水及び床洗浄水等については、冷却塔において蒸発させるため、敷地外への排水はなし。 事務所排水等については、合併浄化槽により処理している。
		騒音・振動	騒音及び振動規制法の対象区域外であるが、自主規制を設定し、その値を超えないことを確認している。
		その他	定期的（年1回程度）に測定し環境維持状況を検証する。

位置についての判断②

項目	判断基準	計画内容の確認
運搬車両の周辺地域への影響	①交通渋滞による道路交通に支障ないこと。	現在の運搬車両台数は300台程度（往復）であり、周辺道路の状況から、問題ないことを確認している。 なお、当該申請により処理量が減少することに伴い、運搬車両も減少するため、支障がないと考える。
	②交通安全上支障がないこと。	申請地周辺に人家はなく、通学路からも離れている。 搬入路と通学路が交差する部分には、地下道や歩道橋が整備されており、一定の安全が確保されている。
周囲の状況	①施設の高さ、大きさに応じて植栽等により、景観への配慮がされていること	計画建物の最高高さは約21mと既存焼却炉より1.5m程低く計画しており、煙突は30.5mと既存より6m程高くなっているが、煙突排ガスの影響を考慮した最低限の計画としている。 色彩計画は既存建物の外壁と同じ色彩としおり、植栽についても主要道路からの景観に配慮した計画となっている。

建築基準法第51条ただし書きに関する敷地の位置の検討表

項目	判断基準	申請者による評価	計画内容の確認
周囲の状況	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと	敷地の一部が工業地域で、周辺には工場が立地しており、宅地化、市街地化が促進される可能性は低い。	計画地の周囲は西屋敷工業団地や農地に囲まれ、既存の集落から一定の離隔距離が保たれており、宅地化、市街化が促進される区域ではない。
	②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	近隣に教育施設・福祉施設はない。	計画地は直近の市内福祉施設（小田井児童館）から1,000m以上離れており、十分な離隔距離が確保されている。
	③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への2次的被害拡大の恐れがないこと	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外であり、2次的被害の拡大の恐れは低い。	計画地は浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外である。また、融雪型火山泥流の被害想定区域外である。
環境への配慮	①施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実に認められること	大気質 煙突排ガスについて、各調査項目の予測値が基準値を下回ることを確認している。運搬車両による排ガスについては、処理能力が減少することによる運搬車両台数の減により問題はないと考える。 ピット内臭気については、負圧とし、焼却空気として吸収燃焼させるため、外部に漏れる恐れは少ない。	計画地は既存の集落から一定の離隔距離が保たれている上、騒音、振動に関して自主規制を設定するとともに定期的に測定を行うなど、環境維持に務めている。また、地元区と公害防止協定書を締結している。
		水質 ピット内の配水及び床洗浄水等については、冷却塔において蒸発させるため、敷地外への排水はなし。事務所排水等については、合併浄化槽により処理している。	
		騒音・振動 騒音及び振動規制法の対象区域外であるが、自主規制を設定し、その値を超えないことを確認している。	
		その他 定期的（年1回程度）に測定し環境維持状況を検証する。	
運搬車両の周辺地域への影響	①交通渋滞による道路交通に支障ないこと	現在の運搬車両台数は300台程度（往復）であり、周辺道路の状況から、問題ないことを確認している。なお、当該申請により処理量が減少することに伴い、運搬車両も減少するため、支障がないと考える。	新施設が設置されても、搬入される廃棄物の量に変化がないことから、交通量に影響を与える恐れは低い。
	②交通安全上支障がないこと	申請地周辺に人家はなく、通学路からも離れている。搬入路と通学路が交差する部分には、地下道や歩道橋が整備されており、一定の安全が確保されている。	計画地周辺は農地が多いことから、申請者は農作業を優先し、安全を確保するとしている。
景観への配慮	①施設の高さ、大きさに応じて、植栽等により、景観への配慮がされていること	計画建物の最高高さは約21mと既存焼却炉より1.5mほど低く計画しており、煙突は30.5mと既存より6m程高くなっているが、煙突排ガスの影響を考慮した最低限の計画としている。 色彩計画は既存建物の外壁と同じ色彩としており、植栽についても主要道路からの景観に配慮した計画となっている。	増築される建物の高さは既存の建物と同規模であり、彩度も既存建物と同様のものとする。煙突は高くなるものの排ガスの影響を考慮して最低限のものとしていることから、景観への配慮がされている。